

第3章 東アジアのFTA—現状と課題

石川 幸一

はじめに

20世紀末の東アジアでは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）が唯一のFTAであり、FTAの空白地帯と呼ばれていた。しかし、現在は豪州、ニュージーランド、インドを巻き込み、2国間FTA、ASEANとその相手国とのFTAが数多く締結されている。2010年1月には、AFTA、ACFTA（ASEAN-中国）、AKFTA（ASEAN-韓国）がほぼ実現した。同時期にAIFTA（ASEAN-インド）、AANZFTA（ASEAN-豪州 ニュージーランド）が発効し、AJCEP（ASEAN-日本）を含め、ASEANをハブとする5つのFTAネットワークが形成された。これは、21世紀の最初の10年間の大きな成果である。しかし、5つのFTAは内容やルールが異なるため、東アジアのシームレスな自由貿易圏は形成されていない。FTAを利用する民間企業のコストや負担も大きく利便性はよくない。そのため、広域FTAの創設が現在の大きな課題となっている。

広域FTAには、EAFTA、CEPEA、FTAAPの3つの構想があったが、すべて研究段階だった。この状況を一変させたのが2010年に交渉が始まったTPPである。TPPの交渉開始と参加国の拡大というTPP効果により、EAFTAとCEPEAを統合したRCEPと2003年以降研究が続けられてきた日中韓FTAが2013年より交渉に入ることになった。域外とのFTAではEUとのFTAが重要である。TPPとEUとのFTAは、高い自由化率を目標にしており、ルール形成の重視（TPP）、非関税障壁の撤廃（EUとのFTA）など従来の東アジアのFTAの限界を突破するものであり、東アジアのFTAを質的に変化させる可能性が大きい。

このような観点により、本章では東アジアのFTAの現状を検討し、課題を論じている。なお、AFTAとASEAN経済共同体（AEC）は第2章、TPPは第4章で詳論されているので、本章では説明を行っていない。

1. 東アジアのFTAの現状

（1）東アジアのFTA

東アジアでは、21世紀に入りFTAが急増した。1990年代に入ると、世界でFTAが増加し始めたが、東アジアでは特惠貿易協定を除くと1992年に合意したAFTAが唯一のFTAだった。しかし、現在はアジア太平洋域内で40を超えるFTAが締結されている。東アジアのFTAは、①AFTAおよびASEANが締結したFTA（ASEAN+1FTA）、②2国間FTA、

③広域FTA、④域外とのFTA、に分けられる。

(AFTA および ASEAN+1 FTA)

20世紀の最初の10年間の成果は、AFTAの実現とASEANとアジア太平洋地域の主要国との間のFTAの締結である。2010年1月にASEAN6が関税を撤廃しAFTAはほぼ実現した（CLMVの関税撤廃は2015年）。ASEANは現在、サービス、投資の自由化、域内輸送ネットワークの形成など経済共同体の実現を進めている（第2章参照）。2010年1月にはASEAN6と中国、韓国との間で関税が撤廃され、ASEANとインド、豪州・ニュージーランドとのFTAが発効した。日本とは2008年にAJCEP（包括的経済連携協定）が発効しており7カ国は2国間FTAを締結している。ASEANは、アジア太平洋地域の主要国からのアプローチによりASEANを中核にするFTAネットワークを構築することができた。ASEANプラスという形で東アジアの広域FTA構想が検討されるようになりASEANは「運転席に座る」ことができた。

(2 国間 FTA)

2国間FTAは、①ASEAN加盟国との2国間FTA、②ASEAN+1FTAの相手国間のFTA、③香港、マカオ、台湾とのFTA、④その他のFTA、などである。日本はASEANとの2国間FTAを先に締結しており、現在ASEANの7カ国と2国間FTAが発効している。シンガポールはASEAN全体との協定と重複する形で日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドと2国間FTAを締結している。ASEAN全体との協定がありながら2国間で締結するのは、自由化率を高め、対象分野を拡大するなどの目的のためである。③は、中国が香港、マカオとCEPA（経済・貿易緊密化協定）、台湾とECFA（海峡兩岸経済協力枠組み協定）を締結している。台湾は中国の反対により東アジア諸国とFTAを交渉できなかったが、EFTA締結以降、中国がFTAを締結している国との交渉が出来るようになり、シンガポールと交渉を開始し、インドネシアとも検討を始めた。

図表1 ASEANとFTAパートナーズとの2国間FTA

	日本	中国	韓国	インド	豪州	NZ
インドネシア	◎			△		
マレーシア	◎			◎	◎	◎
フィリピン	◎					
シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎
タイ	◎			◎	◎	◎
ベトナム	◎		△			

(注) ◎は締結、○は交渉、△は交渉合意あるいは研究・検討。

(出所) ジェトロ資料により作成。

ASEANのFTA相手国（パートナーズ）間では、日本と中国、日本と韓国（交渉中断）を除き、FTAが締結あるいは交渉されている。日中韓は2013年に交渉が開始されるので、全てのASEANのFTAパートナーズ諸国間でFTAが締結あるいは交渉されることになる。

図表2 ASEANのFTAパートナーズ間の2国間FTA

	日本	中国	韓国	インド	豪州	NZ
日本		△	△	◎	○	
中国	△		○	○	○	◎
韓国	△	○		○	○	○
インド	◎	○	○		○	○
豪州	○	○	○	○		
NZ		◎	○	○	◎	

(注) ◎は締結、○は交渉、△は交渉合意あるいは研究・検討。

(出所) ジェトロ資料により作成。

(広域FTA)

③の広域FTA構想には、東アジアFTA（EAFTA：ASEANプラス日・中・韓）と東アジア包括的経済連携（CEPEA：ASEANプラス日・中・韓・印・豪・NZ）、アジア太平洋FTA（FTAAP）の3つの構想があったが、全て研究の段階であり交渉には入っていなかった。この状況に劇的な変化をもたらしたのが2010年3月に交渉が開始された環太平洋経済連携

協定（TPP）である。2013年は、EAFTAとCEPEAを統合するRCEPと日中韓FTA（CJK）の交渉開始が予定されている（後述）。

（域外とのFTA）

④の域外とのFTAでは、米国およびEUが相手国として重要である。米国、EUとFTAを締結したのは韓国であり、シンガポールは米国とFTAを締結、EUとは2012年12月に交渉が合意に至った。EUは、2006年発表の通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」で、韓国などとのFTA推進を明確に打ち出した。韓国とは2010年にFTAを締結し、ASEANとは各国別の交渉に切り替え、シンガポールとの交渉は2012年12月に合意に達した。また、マレーシア、ベトナム、インドと交渉を始め、タイとは交渉開始に合意している。米国は、シンガポール、韓国とFTAを締結しているが、2009年のマレーシアとのFTA交渉の途中でASEANとは2国間交渉よりもTPPを優先することを決めている。

図表3 広域FTAおよび米国・EUとのFTA

	RCEP	TPP	米国	EU
インドネシア	◎			
マレーシア	◎	◎		○
フィリピン	◎			
シンガポール	◎	◎	◎	○
タイ	◎			△
ベトナム	◎	◎		○
日本	◎	△		△
中国	◎			
韓国	◎		◎	◎
インド	◎			○
豪州	◎	◎		
NZ	◎	◎		

（注）◎は締結、○は交渉、△は交渉合意あるいは研究・検討・事前協議。

EUとシンガポールは妥結。

（出所）ジェトロ資料により作成。

(連動する FTA 締結の動き)

東アジアでは、日本とシンガポールの FTA 交渉が中国と ASEAN の FTA 交渉を誘発し、ASEAN と中国の FTA が日本などその他 5 カ国を ASEAN との交渉へ促した。中国と台湾の FTA は韓国に中国との FTA 交渉入りを決断させる誘因となった。日本の TPP 交渉参加の検討を契機に、日本との FTA に消極的だった EU は姿勢を積極的なものに変え、EU と韓国の FTA は日本に EU との FTA の必要性を強く感じさせた。こうした FTA の連動が起き、FTA 交渉が加速度的に増加した。このことは、貿易転換効果によるネガティブな影響の回避という理由で説明できる¹。FTA の経済効果には、貿易創出効果（貿易障壁の撤廃により FTA 締結国間で貿易が創出される）と貿易転換効果（FTA により効率的な FTA 非締結国からの輸入が非効率的な締結国からの輸入に転換する）が知られている²。FTA を締結していないことにより FTA を締結した競合国の製品に市場が奪われる事態を避けるために、東アジアの主要国は ASEAN を初め域内各国との FTA に取組まざるを得なくなった。

(2) FTA 不参加の大きな不利益

東アジア各国の関税は多国間の貿易自由化や構造調整のための自由化により全体に低減されてきているが、比較的高い関税が残されている国や品目があるし、特定品目には高関税が維持されている。アジア太平洋の主要国で単純平均実行税率が 5%以下の国は、0%のシンガポールをはじめ、ブルネイ、豪州、ニュージーランドの 4 カ国である（図表 4）。5-10%は、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、日本、中国の 6 カ国であり、10%以上の国は、カンボジア、韓国、インドである。

農産物の単純平均実行税率は、シンガポール、ブルネイ、豪州、ニュージーランドを除き各国とも高い。最も高いのは韓国で 48.6%、続いてインドが 31.4%、日本が 23.3%となっており、農産物輸出国のタイが 22.0%となっている。その他の国を含めタリフピーク（関税率 15%以上）品目の比率が高い国が多い。非農産物の単純平均実行税率は全般に低いが、カンボジアは 10%を超えインドも 10%近い税率である。タリフピーク品目比率は、ベトナムが 23.9%と最も高く、10-20%の国はブルネイ、マレーシア、タイ、中国である。各国の個別品目をみると、数 10%から 100%を超える極めて高い税率の品目が残っている³。コスト競争が極めて厳しくなっていることから、実行税率の高い品目では自国が FTA を締結しているかが価格競争力に大きな影響を与える。そのため、自国が FTA を締結していない場合、FTA を利用できる国に生産拠点を移す、あるいは新設することが企業の立地の選択の要因になってきている。とくに、広域あるいは多国間 FTA に参加しない国は生産ネットワークに参加できない可能性がある。

図表4 東アジアの関税障壁の現状（2011年）（単位：％）

国名	全品目 単純平均 実行税率	農産物			非農産物		
		単純平均 実行税率	ゼロ関税 品目比率	タリフ ピーク 品目比率	単純平均 実行税率	ゼロ関税 品目比率	タリフ ピーク 品目比率
ブルネイ	2.5	0.1	98.3	0.0	2.9	78.7	11.0
インドネシア	7.0	8.1	9.5	4.9	6.9	10.9	1.2
マレーシア	6.5	10.8	74.7	8.2	5.8	63.2	17.2
フィリピン	6.1	8.7	0.3	10.2	5.7	3.6	1.6
シンガポール	0.0	0.2	99.8	0.2	0.0	100.0	0.0
タイ	9.8	22.0	5.0	58.0	8.0	24.2	17.4
カンボジア	10.9	15.2	13.5	26.5	10.3	16.0	6.4
ベトナム	9.8	17.0	16.0	44.5	8.7	40.2	23.9
日本	5.3	23.3	34.9	23.1	2.6	57.1	0.8
中国	9.6	15.6	5.9	34.6	8.7	7.8	11.6
韓国	12.1	48.6	6.1	51.6	6.6	17.1	1.8
インド	12.6	31.4	5.9	81.4	9.8	3.1	6.7
豪州	2.8	1.4	74.9	0.5	3.1	44.9	0.0
ニュージーランド	2.0	1.4	72.6	0.0	2.1	63.5	0.0

（注）年次はマレーシア、ベトナム、インドが2010年でその他は2011年である。非農産物は鉱工業品と水産物である。タリフピークとは15%以上の関税を指す。なお、ミャンマーは実行税率はデータがないが、単純平均譲許税率は農産物83.4%、非農産物23.0%、全品目では83.4%である。

（出所）WTO（2012）World Tariff Profile 2012。

2. ASEAN+1 FTA の概要と課題

（1）一様でない FTA の内容

AFTA および「ASEAN+1」FTA はほぼ完成したが、対象範囲、自由化レベルやルールが様々である。ACFTA、AKFTA、AIFTA は AFTA 型の協定であり、AFTA 同様に物品貿易協定をまず締結し、その後、サービス貿易協定、投資協定を交渉している。関税削減・撤廃方式も自由化対象品目（IL）とセンシティブ品目（SL）に分けて段階的に行う AFTA をモデルとしている。

ASEAN と日本の 2 国間 EPA は、極めて広範な分野を対象とする包括的な協定である。また、特定分野での人の移動（日本での就労）と日本からの産業分野への協力、エネルギー

資源の安定供給、ビジネス環境整備など他の「ASEAN+1 FTA」にない分野を含んでいる。

自由化のレベルは、AFTA、AANZFTA が最も高く、AIFTA が最も低い。AANZFTA は、タリフラインで、豪州、NZ、シンガポールは 100%自由化し、ASEAN6 は 90%以上を自由化する。中でもブルネイ、タイは 100%近い自由化率である。一方、AIFTA の関税削減・撤廃は、ノーマル・トラック 1、ノーマル・トラック 2、センシティブ・トラック、特殊品目、高度センシティブ・リスト、除外品目に分けられ極めて複雑である。ノーマル・トラックは品目数で 80%、輸入額で 75%を占めており、ノーマル・トラックは 1 と 2 に分けられている⁴。

他の 3 つの協定はその中間に位置する。ACFTA の例外品目は、農産品・食品、輸送機械、電気機械などに多く、乗用車、トラック、バス、オートバイ、テレビなど家電製品の多くは、自由化されていない。AKFTA は北朝鮮の開城工業団地^{ケソン}産品を韓国製と認め、自由化の対象としている。日本と ASEAN の FTA の自由化率は、貿易額ベースでは 90%を超えているが、タリフラインでは 80%台と低い。

原産地規則は、40%付加価値基準あるいは 4 桁の関税番号変更基準の選択方式が広く採用されているが、AIFTA は、35%付加価値基準と関税番号変更基準の双方を満たす必要があり最も厳しい。ASEAN と中国の投資規定は自由化レベルが極めて低く、投資前の内国民待遇は認められていないし、パフォーマンス要求の禁止は全く規定されていない。自由化の約束分野を示す約束表あるいは自由化を留保する分野を示す留保リストについての言及がなく、投資保護協定というべき内容である。

(2) 大きな企業の負担

FTA のユーザーである企業は、5 つの協定の並立により次のような問題に直面している。まず、①手続きの煩雑さである。原産地証明など書類は同一ではないし、ルールも異なる。次に、②自由化スケジュール（ステーキング）が FTA により異なっている。たとえば、日本と ASEAN では、AJCEP と 2 国間 FTA で自由化スケジュールが違っている。このような手続きやルールの違いと複雑さは、FTA を利用する企業の負担（時間、コスト、労力など）を大きくしている。③5 つの FTA が連結されていないため原産地規則により FTA が利用できないケースが生じる。たとえば、日本からマレーシアに部品を輸出し、マレーシアで完成品とし豪州に輸出する場合、日本での付加価値が高いとマレーシアでの付加価値が低くなり、AANZFTA を使えない可能性がある。こうした状況はサプライ・チェーン形成を企図する企業には極めて不都合であり、部品製造企業が日本から ASEAN に製造拠点を移す誘因となる。これらの問題は広域 FTA を形成し、日本が参加することにより解決できる。

図表5 AFTA および「ASEAN+1」FTA の概要

	FTA目標年	自由化率	原産地規則	特徴
AFTA	2010年 (2015年)	99.7%(ASEAN6)	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択	自由化率を段階的に高め原産地規則も改善、日本企業が最も良く使う第三国間FTA
ACFTA	2010年 (2015年)	92.0%	付加価値基準40%	AFTA型協定、自動車、オートバイ、家電製品などを例外とする国が大半
AKFTA	2010年 (2015年)	91.6%	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択	AFTA型協定、北朝鮮の開城工業団地の生産品を対象
AJCEP	2018年— 2026年	89.1%	付加価値基準40%と関税番号変更基準の選択	7カ国とは包括的な2国間協定を併せて締結、サービス貿易協定と投資協定は交渉中
AIFTA	2013年、 2018年	76.5%	付加価値基準35%および関税番号変更基準(HS6桁)	AFTA型協定、関税削減・撤廃制度は複雑、サービス貿易協定と投資協定は交渉中
AANZFTA	2020年— 2025年	94.6%	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択	自由化率が最も高い、包括的(政府調達を含まない)

(注) 概況を示すものであり詳細は協定を参照。日本とのEPAは2国間協定のほうが自由化水準が高い。
目標年次のカッコ内は新規加盟国の目標年。

(出所) 各協定から作成。自由化率はAFTAを除きERIA久野新氏による。

3. 課題となる広域FTA

(1) 3つの広域FTA構想を研究

ASEAN+1 FTAのネットワークがほぼ実現し、2国間FTAも締結あるいは交渉が進展し、現在の課題はアジアあるいはアジア太平洋地域の広域FTAの創設となっている。東アジアの広域FTA構想が初めて打ち出されたのは2001年であり、民間有識者で構成される東アジアビジョングループ(EAVG)が2001年の第6回ASEAN+3首脳会議に提出した報告書の中で東アジア自由貿易地域の創設を提言した。2002年の首脳会議には政府関係者から構成される東アジアスタディグループ(EASG)が報告書を提出し、東アジア自由貿易地域(EAFTA)の創設を中長期的措置として提言している。中国は2003年の首脳会議でEAFTAの可能性の検討を行うべきと発言し、2004年の第8回首脳会議で中国の提案を受けてEAFTAの民間研究に合意した。2005年以降専門家グループの検討が続けられ2006年に報告書がASEAN+3経済相会議に提出された。日本は2006年8月の経済大臣会合でCEPEAの専門家による研究会を提案し、2007年から研究が開始された。

2006年11月にベトナムで開催されたAPEC首脳会議で米国はAPEC・FTA(FTAAP)を提案し、長期的な展望として地域経済統合促進の方法を研究し、2007年のAPEC首脳会議で報告することになった。EAFTA、CEPEAとも米国を含んでいなかったが、米国を含むFTA構想が初めて登場した。

EAFTAは2005年から2009年まで、そしてCEPEAは2007年から2009年まで民間研究が行われ、2009年の経済大臣会合で4分野(原産地規則、関税品目表、税関手続き、経済

協力)について政府間検討に合意し、ワーキンググループ(APWG)により EAFTA、CEPEA、5つの ASEAN プラス FTA についての比較検討などが行われてきた。2011年8月には日本と中国が「EAFTA および CEPEA 構築を加速させるためのイニシアチブ」により、物品貿易、サービス貿易、投資の自由化についての作業部会設置を ASEAN 側に共同提案し、11月の東アジアサミット時の立ち上げに合意した。

(2) ASEAN が RCEP を提案

今まで対立していた日中の共同提案に対し、ASEAN は地域包括的経済連携の枠組み(ASEAN Framework for Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)を提案、東アジアの地域統合における ASEAN の中心的な役割(Centrality)を強調した。2011年11月の東アジアサミットでは、ASEAN 首脳会議で RCEP が採択されたことに留意し、8月の日中共同提案を踏まえ、物品貿易、サービス貿易、投資の3つの作業部会を立ち上げることに合意した。2012年4月の ASEAN 首脳会議では年末までの交渉開始を目指すという議長声明を出し、作業部会の可及的速やかな立ち上げを歓迎した。物品貿易の作業部会は FTA パートナース諸国を含めて2012年6月、8月、10月に、投資作業部会は10月に開催されている。

2012年8月の ASEAN+FTA パートナース諸国経済大臣会議で「交渉の基本指針と目的」が採択された。RCEP は、①自由化レベルが高く(既存の ASEAN+1FTA より相当程度改善)、②包括的(物品貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、知的財産、競争、紛争解決その他を含む)、③後発開発途上国への特別かつ異なる待遇、④その他の ASEAN の FTA パートナー国の参加が可能、などが指針と目標になっている。サービスでは全分野と提供形態を対象とし、投資では促進、保護、円滑化、自由化を4つの柱とする。交渉は2013年の早期に開始し2015年末までの完了を目指すとしている。RCEP は2012年11月の首脳会議の機会に ASEAN および FTA パートナース諸国の首脳により交渉立ち上げが宣言された。

2001年に構想が打ち出された東アジアの広域 FTA 構想は永らく研究から交渉には進まなかった。しかし、2011年以降、EAFTA と CEPEA は RCEP に収斂され研究段階から交渉に進むことが決まった。こうした変化をもたらしたのが環太平洋経済連携協定(TPP)である。TPP 交渉の進展と日本の参加検討の影響を受けて、ASEAN の中心性を維持できる構想として、5つの ASEAN プラス 1、EAFTA と CEPEA および APWG の成果を総合する RCEP 構想が出てきた。米国が交渉に積極的な TPP では ASEAN は運転席に座れないことと米国主導の地域統合に反発する中国が EAFTA への固執から柔軟な姿勢に転じたことが

RCEPの迅速な交渉合意をもたらした。TPPは、2010年3月に8カ国で交渉が始まり、2013年中の合意を目指して現在11カ国で交渉中である。日中韓FTAは、2003年から2009年まで民間研究、2010年から2011年末まで産官学共同研究を実施し、2012年3月に共同報告書を発表した。2012年5月の日中韓首脳会議で年内の交渉開始に合意、事務レベル会合を経て11月の日中韓経済大臣会合で交渉開始を宣言し、2013年の早期に第1回交渉を行うことを決定した。日中韓FTAは2012年中に共同研究を終える予定だったが、2011年5月の首脳会議で1年前倒し11月の首脳会議で2012年中の交渉開始で合意した背景には、中国が早期締結を提案するなど日中韓FTAに積極的になったことがある。その背景にはTPPの交渉開始と日本の参加検討があったことが指摘されている⁵。

図表6 TPPとRCEPの概要

	TPP	RCEP
参加国	米、豪、NZ、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム（11カ国）、タイが参加意思表明	ASEAN、日、中、韓、印、豪、NZ（16カ国）。 他のASEANのFTA相手国は参加可能
交渉の主導権	21世紀のFTAと位置づける米国が積極的	ASEAN中心性を維持
経緯	P4をベースとする	日中共同提案を契機にASEANが提案、EAFTA、CEPEA、5つのASEAN+1FTAを総合
特徴	高い自由化レベル、極めて包括的（21分野）、ルール重視、国営企業の規制など国の市場への関与を牽制する傾向	既存のASEAN+1FTAより高い自由化レベル、包括的（7分野+）、米国を含まない
交渉状況	2010年3月から交渉、2013年妥結を目指す	2015年妥結を目指し2013年から交渉

（出所）筆者が作成。

4. 東アジアFTAの限界を打破する域外とのFTA

東アジアでは5つのASEAN+1FTAネットワークが形成され、2国間FTAも主要国間で締結あるいは交渉されており、広域FTAはTPPに加えてRCEPが2013年に交渉が開始される。複数国に跨る生産ネットワークを利用した生産体制で原産地規則の制約によりFTAが使えないという問題は広域FTAにより解決できる。しかし、東アジアのFTAの課題はこれだけではない。代表的なものとして①自由化率の向上、②非関税障壁の撤廃、があげられる。

自由化率の低さの典型的な例は日本のEPAであり、輸入額ベースでは90%を超えているもののタリフラインでは80%台である⁶。日本のEPAでは、関税撤廃をしたことがない品目が940品目とほぼ1割あり、うち850品目が農林水産物である。ACFTAでは、大半の国が自動車、オートバイ、テレビなど家電製品、米などを高度センシティブ品目としている。AIFTAの自由化率は75%程度と極めて低い。一方、米国が東アジアの国と締結した

FTA では自由化率が 90%台の後半である⁷。EU の締結した FTA の自由化率も高く、EU 韓国 FTA では、タリフラインでは EU99.6%、韓国 98.1%、輸入額ベースでは EU100%、韓国 99.5%と極めて高い。東アジアの FTA は、一部を除き自由化率が低く、GATT24 条の規定を満たしていない協定もあり、汚い FTA (ダーティ FTA) という批判は的外れではない。特に東アジアの先進国であり経済大国である日本の EPA の自由化率の低さは残念である。こうした状況に変化をもたらす可能性が大きいのは TPP である。TPP は高い自由化率を目標にして交渉を行っており、例外なき自由化は難しいものの 90%台後半の自由化率になるものとの見方が多い⁸。日本が TPP 交渉に参加した場合、若干の例外品目は認められる可能性はあるが、今まで例外扱いとなってきた 940 品目の大半は自由化を求められるであろう⁹。日本が例外品目を大幅に削減すれば相手国も例外品目を削減することになり、自由化率の大幅な上昇が可能になる。

非関税障壁の削減撤廃は東アジアの FTA で規定されているが実効性は乏しかった。たとえば、ASEAN では 1992 年の AFTA のための共通効果特惠関税協定 (CEPT 協定) で、非関税障壁を 5 年以内に撤廃すると規定し、2007 年 11 月に採択された ASEAN 経済共同体ブループリントでは、ASEAN5 は 2010 年、フィリピンは 2012 年、CLMV は 2015 年 (一部 2018 年) に撤廃するとしているが、全く計画通りに進んでいない。

日本の EPA では、非関税措置は物品貿易章で、①WTO 協定に基づく義務に適合しない非関税措置を新設または維持してはならない、②WTO 協定で認められた非関税障壁の透明性の確保と義務の完全な遵守、と規定されており、削減・撤廃を目指していない。非関税障壁は文字通り関税以外の貿易障壁であり、数量制限をはじめ非常に幅広い貿易障壁を含むが、米国や EU が問題にしているのは物品の貿易では規格・認証 (TBT) と衛生植物検疫措置 (SPS) である。

非関税障壁を重視しているのは EU であり、新通商戦略で FTA の目標の一つとして位置づけている。EU 韓国 FTA は、特定セクターを対象に非関税障壁についての規定を設けた EU 初の FTA であり、電気電子機器、自動車、医薬品、化学品について付属書で規定している¹⁰。EU は、韓国との FTA が今後交渉する FTA のベンチマークになるとしている。EU は日本との FTA 交渉では、非関税障壁の除去を優先事項とすることを繰り返し表明しており、交渉開始から 1 年後に非関税障壁の撤廃の約束を守らない場合は交渉を中止する方針である¹¹。日本政府は EU の指摘する問題点を規制・制度改革の枠組みで改善に取り組んでおり、EU との EPA により日本の非関税障壁の削減撤廃は大幅に進むと見込まれる。

従来の東アジアの FTA では、既得権に守られた非効率で競争力の弱い産業は温存され、資源配分の非効率性の改善と構造改革を促進しない、改革効果の小さな FTA が多かった。

しかし、TPP、米国およびEUとのFTAは東アジアのFTAでは打破できなかった壁を突き破る可能性が大きく、こうした改革効果の大きなFTAの成否が東アジア各国の競争力に大きな影響を与えることになる。

ほかにも、東アジアのFTAでは対象外になることが多かった政府調達についてもTPPとEUのFTAは重視している。たとえば、ASEAN経済共同体構想では政府調達は自由化の対象外だが、TPPに参加しているASEANのうちシンガポールを除く3カ国は政府調達の開放を求められることになる¹²。ほかにも、サービス貿易、知的財産権、競争政策、投資、環境、労働、規制の調和などTPPが交渉している分野は東アジアのFTA交渉に影響を与えるであろう。

おわりに

東アジアのFTAの現在の課題は広域FTAの創設である。永らく研究段階だった広域FTAはTPP交渉の開始とともに研究から交渉の段階に移行した。TPPは2013年の妥結を目指し交渉中であり、RCEP、日中韓FTAは2013年に交渉が始まる。米国とのFTAはTPP交渉参加という形で交渉が行われ、EUとのFTA交渉も数カ国で開始されている。TPPとEUとのFTAは、東アジアのFTAの質的な変化（高いレベルの自由化、非関税障壁撤廃やサービスの自由化、対象分野の拡大とルール形成）をもたらしつつある。

TPPの交渉の詳細は公表されていないが、2011年の大枠合意や報道などから判断すると、高い自由化を目標としながらもセンシティブな分野や途上国に配慮するとしていることや交渉参加国の対立などから最終的には現実的な妥協を選択する可能性がある。一方、東アジアのFTAでは従来どおり10%程度の例外が認められるという見方があるが、RCEPも高い自由化を目指している。TPP参加国の中では、シンガポールや豪州のように極めて高い自由化レベルを目指す国があるとともにインドのように高い自由化には抵抗する国もある。交渉次第だが交渉の基本指針をみる限りは従来の東アジアのFTAより高い自由化を目指すものとなるようである。このようにTPPは自由化率が当初の構想よりも低くなり（それでも98%以上と思われる）、RCEPは予想より高い自由化となる可能性がある。FTAAPを名実ともに実現するには、TPPとRCEPの融合が課題になる。TPPとRCEPに重複して参加している6カ国に加え、日本がイニシアティブを取ってRCEPを高いレベルの自由化をもつFTAとすることが望まれる。そのためには日本のTPP参加が不可欠である。

日中、日韓の政治的な緊張が高まっている中で日中韓FTAの交渉開始が決まったことは賢明な決定である¹³。政治的な緊張・対立があってもFTA交渉を持続すれば対話のパイプが維持できる。ASEANではタイとカンボジアがプレア・ヴィヒア寺院周辺領域の帰属を

巡って銃撃を交わした時期でも ASEAN 経済共同体創設に向けての協議は維持されていた。

TPP、RCEP、EU との FTA、日中韓 FTA など交渉が始まる FTA は、交渉のモメンタム、自由化のレベルやルールなど相互に影響を与えることは、これまでの経緯からも確実である。日本は、RCEP、EU との EPA、日中韓 FTA の交渉に取り組むことになる。TPP 交渉への参加がこれらの交渉を有利に進めることを認識し、TPP 交渉への参加を早期に決断するべきである。

—注—

- 1 ミレヤ・ソリース、片田さおり（2011）では、FTA の拡散の要因として模倣と競争という 2 つのメカニズムを重視しているが、東アジアでは貿易転換効果による影響を回避するという動機で多くの FTA への取組みを説明できる。
- 2 貿易創出効果、貿易転換効果および交易条件効果が静態的效果であり、動態的效果として市場拡大効果、競争促進効果などがあげられる。
- 3 たとえば、インドネシアでは化学品に関税率 150% の品目があり、ベトナムでは輸送機械の最高税率は 85%、繊維は 100% である。その他の国でも最高税率は 50% 前後が多い。
- 4 品目数などはマレーシア貿易産業省の資料による。
- 5 馬田啓一（2012）25 - 27 頁。
- 6 東アジア各国との EPA における輸入額ベースの日本側自由化率は次の通り。シンガポール 94%、マレーシア 94.1%、フィリピン 91.6%、タイ 91.6%、ブルネイ 99.99%、インドネシア 93.2%、ASEAN 93.2%、ベトナム 94.9%、インド 97.5%。タリフラインでは、フィリピン 88.4%、タイ 87.2%、マレーシア 86.8%、インドネシア 86.6%、シンガポール 84.4%、ベトナム 86.5%、ブルネイ 84.6% となっている。
- 7 米豪 FTA は米国 96.0%、豪州 99.9%、米韓 FTA は米国 99.2%、韓国 98.2% である。
- 8 TPP の詳細については、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成『日本の TPP 戦略』（文眞堂、2012 年）石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純（2013）『TPP と日本の決断「決められない政治からの脱却」』（文眞堂、2013 年）を参照。
- 9 自由化は段階的な自由化（10 年あるいはそれ以上）であり、農家への直接支払いは認められる。
- 10 牧野直史（2011）51 - 65 ページ。
- 11 European Commission, EU-Japan Free Trade Agreement: Commissioner De Gucht welcomes Member State' green light to start negotiations. <<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=847>>
- 12 シンガポールは WTO の政府調達協定に参加している。
- 13 ただし、韓国は 2012 年 5 月に交渉が始まった中国との FTA を優先するとしている。

参考文献

- 阿部一知「日中韓 FTA：経過と課題」馬田啓一・山澤逸平編著『通商戦略の潮流と日本』（勁草書房、2012 年）。
- 石川幸一（2013）「TPP と東アジアの FTA のダイナミズム」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純（2013）『TPP と日本の決断 決められない政治からの脱却』（文眞堂、2013 年）。
- 石川幸一（2013）「ASEAN のアジア太平洋・FTA 戦略」小寺彰編著『アジア太平洋における FTA の在り方』（日本機械輸出組合、2013 年）。
- 馬田啓一（2012）「経済連携の潮流：TPP と東アジア統合」馬田啓一・木村福成『国際経済の論点』（文眞堂、2012 年）。
- 梅島修（2013）「法的観点からみた TPP 物品市場アクセス」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純（2013）

- 『TPPと日本の決断 決められない政治からの脱却』(文眞堂、2013年)。
- 浦田秀次郎(2011)「東アジアにおける排除の恐怖と競争的地域主義」ミレヤ・ソリース、バーバラ・スターリングス、片田さおり『アジア太平洋のFTA競争』(勁草書房、2011年)。
- 浦田秀次郎(2011)「東アジアにおける地域経済統合」浦田秀次郎・金ゼンマ『グローバル化とアジア地域統合』(勁草書房、2011年)。
- 木村福成(2012)「日本の対東アジア通商戦略」浦田秀次郎・21世紀政策研究所編著『日本経済の復活と成長へのロードマップ』(文眞堂、2012年)。
- 清水一史「東アジアの経済統合—世界金融危機後の課題」『アジア研究』57巻3号(アジア政経学会、2012年)。
- 清水一史「TPPとASEAN統合」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純『TPPと日本の決断 決められない政治からの脱却』(文眞堂、2013年)。
- 助川成也「東アジア広域経済圏構築の動きとその課題」馬田啓一・山澤逸平編著『通商戦略の潮流と日本』(勁草書房、2012年)。
- 寺田貴「錯綜する広域経済統合とASEAN」浦田秀次郎編『ASEAN経済と企業戦略』(日本経済研究センター、2012年)。
- 寺田貴「東アジアFTAのドミノ論とドミノ停止論」蟻川靖浩・浦田秀次郎・谷内正太郎・柳井俊二編著『変容するアジアと日米関係』(東洋経済新報社、2012年)。
- 深川由紀子「東アジア経済統合の新段階：日中韓経済連携の制度的収斂を求めて」浦田秀次郎・21世紀政策研究所編著『日本経済の復活と成長へのロードマップ』(文眞堂、2012年)。
- 牧野直史『EU韓国FTAの概要と解説』(日本貿易振興機構、2011年)。
- ミレヤ・ソリース、片田さおり「FTA急増のメカニズム：政策拡散理論による分析」
- ミレヤ・ソリース、バーバラ・スターリングス、片田さおり『アジア太平洋のFTA競争』(勁草書房、2011年)。
- 渡邊頼純「WTOとアジア太平洋における経済統合」馬田啓一・山澤逸平編著『通商戦略の潮流と日本』(勁草書房、2012年)。

Findlay, Christopher and Shujiro Urata “Free Trade Agreements in the Asia Pacific,” *World Scientific*, Singapore, 2011.

Dent, Christopher M, *New Free Trade Agreements in the Asia-Pacific* (Palgrave Macmillan, New York, 2006).

Asian Development Bank, *Emerging Asian Regionalism* (Asian Development Bank, Manila, 2008).